

平野部落に下の宮及び一の鳥居があり、部落の東方に遷宮野という地名が残っていること等である。なお、山田東郷は弘安八年（二二八五）社頭の鐘樓修理田として古河田（あるいはがわだのことか）一町寄進している。

三、奈良時代

概説

飛鳥にあった藤原京が大火で焼け失せてしまつてから奈良の地に平城京を造つた。奈良の都は今から千二百年の昔、整然とした都市計画のもとに、わずか数年の突貫工事によつて完成された。面積千八百町（二八〇〇ヘクタール）、二十万の人口を持った都市が生まれたのである。文武天皇の病死のあとを継いだのは元明天皇（女帝）である。天皇が即位（七〇七）後ただちに平城遷都の詔（みことのり）が出され、遷都後七十年間首都となつたのである。

この時代は中国文化の摂取が活発となり、遣唐使の派遣も多く、遣唐使は大使、副使以下通訳、医師、書記、船匠などの要員、それに舵取や水夫等の船乗りを含め、初めは二百五十人ばかり、後には五百人から六百人余りにも上り、これに留学生、留学僧が加わつたので大勢の人数にふくれ上つた。しかも船

体構造の不完全な事と、季節風を理解できないため帆を充分利用できず櫓に頼つていたので、こぐのも大変だったし、風波に流されて南海に漂流する者、島の土人に殺される者、船体がまっ二つに割れて沈没し、舳やともに乗つてかろうじて助かる者など、悲惨な航海と苦難を背負い、命をかけてわが国一流の学者達は文化の輸入に努めたのであつた。これら遣唐使中有名人の一人として吉備真備がいるが、彼は郷土肥前の国司となつて来た人である。なお、遣唐使が唐のすぐれた文化や制度を取入れて、天平文化や律令国家の建設に大きな影響を与えた事はいうまでもないが、わが肥前松浦の地が、その渡航の際の発着地となるなど、唐風文化の輸入に郷土佐賀が果たした役割は決して少なくなかつた。

咲く花の おおふがごとき 平城京

青丹よし 奈良の京は咲く花の おおふがごとく いまさかりなり

などどうたわれたように、八世紀の日本の全人口は約五、六百万人、その中で二十万都市だったという平城京だから、当時は日本一のにぎわいを極めていた。東西四・二キロ、南北四・七キロの平城京が唐の長安をまねて建設されたが、国家権力の強大さを内外に示すためには、大規模な首都の建設が必要だったのであろう。このころになると、大化の改新による政治が実を結び、少数の貴族達によつてよく治まつた。しかしそうした隆盛のかけには時代の暗い面も次第に深まり、やがてそれが平安遷都の理由の一つにも発展していくのであつた。都の建設が進行するにつれ、飛鳥の旧都から多くの寺院が移転され、又新しい建設も始まつた。しかし、平城京や寺院の建設のかけには多くの犠牲があり、諸国の農民は造都造

寺の労働を嫌って逃げる者が多かったので、政府は強制的動員を行ってとにかく完成した。

1 農民のくらし

奈良時代は表面上は平和で華やかな時代であったが、社会の土台となった民衆の生活は決してなまやさしいものではなかった。当時の水田は上、中、下、下々に分かれ、その収穫物はそれぞれ反別五十束、四十束、十五束で、一束の収量は耕目で二升三勺となる。そこで上田二反の収穫は百束だが、種籾四束納税四束、これを差引いて九十二束、今の量で一石八斗六升となる。しかし、その他の税があった。調として絹紐等郷土の産物、戸別の調として布一丈二尺(三・六メートル)五十戸ごとに壮丁一名、壮丁に当たらずは布一丈二尺か米五升を代償として出さねばならなかった。

家といつても粗末な堀立小屋ばかりで、土間にわらを敷いて寝起きしていた。家族は江戸時代に比べると割合に多く、凶作と疫病によって死ぬ者も多かった。家族団らんで働くことだけが生甲斐だった農民達が最も恐れたのは「徭役」すなわち強制労働であった。更に農民達は兵役の義務を負わされ、数年間対馬や壹岐、北九州の防備についた。これを「防人」という。防人は官人に引立てられて野宿の旅を続けた。残された妻と家族は調・庸という中央への租税に苦しんだ。これらの税や兵役等の外、賃租や請作(小作)や墾田の開発によって生計を補いながら過重な負担にたえていくという状態であった。このような生活にあつてなお農民の生活をおびやかすものに早ばつ、洪水、台風、疫病等の天災地変がある。大宝三年(七〇三)には大洪水のため穀物は実らなかつたし、調の半分と庸を免除しており、翌慶

雲元年(七〇四)には大台風の襲来、天平七年(七三五)には早ばつと台風に見舞われ、天平七年と天平九年(七三七)にかけて北九州に発生し始めた豌豆瘡が全国的に大流行し、死者続出して悲惨の極に達した。特に太宰府管内では「百姓ことごとく臥す」といった状態であった。このため農民の中には口分田を捨てて逃亡、流浪する者があつたといふ。こうした農民達の唯一の慰安は一年の豊作を祈る春祭りである。近郷近在の人々が酒食を持って集まり、田の神を始め諸々の神をまつ。春の祭りがすむと田を耕し始める。池や沼を田にした所は半身が泥につかる。春の水はまだ冷たい。かたい大地を耕すには鉄製の鋤や鋤が使われる。鉄製農具は貴重だったようである。八世紀後半の平城京の市場で米三升の値段であつた。耕地した田に種籾をまくがこのころは直まきの外、苗代作りもあつたようである。稲が育ってくる夏には稗など雑草を抜かねばならない。苦勞して育ててやがて実つてくれば鳴子の番もする。秋の収穫には鉄鎌を使う。根刈りと穂首刈りの両方があるが、穂首刈りであれば木臼に入れて堅杵でつくると二度に米がとれ手間がはぶける。根刈りはわらを俵(二斗入り)にも寝床の敷きわらにも使つたが脱穀の手間がふえる。収穫のあとには春の祭りと同じように神に対する感謝の祭りがあつた。冬は男達は強制労働、女達は織物や衣服のつくろい、俵あみ、米つきなどあかぎれの手を休める暇もなく一年が暮れて行つた。

2 奈良時代の神社

元来日本人は祖先を尊ぶ風習が強いので、昔から一族一団の祖先をまつりその守神とした。これを氏

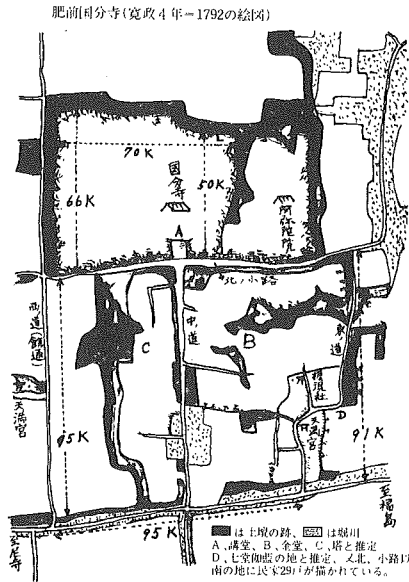
神といい、一族の本家のかしらが神主となり、一家を率いて神様をまつた。又、自然界のはたらきは人間の力ではどうすることも出来ないことがあり、これは神様の力で追いのける外はないとの考えからそれらのために、又、自分達の生活を安全にしてもらうために守神をまつた。これを産土神うぶすなのかみという。しかしこの時代になると氏神と産土神とが混同されて来て、産土神も氏神といい、その区域に住む人々を氏子というようになった。

一方、前代の初め(五三八)大陸から仏教が入ってきた。当時仏教を外国の神として、朝廷や豪族の間ではそれを受入れるか否かで激しい論争(蘇我氏と物部氏の対立)も起こったが、次第にわが国の風習にも合うようになり、殊に朝廷でも聖徳太子以来手厚い保護がされたので非常に盛んになった。奈良時代になって仏教も日本的に理解されるようになった。当時の仏教は、現在のよう個人願望を満たすためにあるのではなく、国家社会を守り治めるためであるとされていた。仏教を興隆しない限り国家の不安動揺、自然的、社会的災害はなくならないと主張されていた。すなわち天災地変、疫病の流行等の災害は、仏教を信仰することで防がれると信じていたのである。

天平十三年(七四一)聖武天皇の時、国ごとに国分寺、国分尼寺を建立するよう詔みことりが出され、天平十五年総国分寺として東大寺大仏建立の詔が出されているが、こうして建立された国分寺や東大寺では、朝な夕な鐘をつきお経を続いで、国家の平穩、五穀の豊穰を祈った。

肥前の国分寺もそれに従って建てられ、大和町尼寺及び国分はこれらのお寺のあったことから名付け

られた地名である。もともとこの付近に肥前国府があったことは前述の通りで、国府のある所に国分寺が建てられ、軍団も置かれたことは全国共通しており、久池井、尼寺一帯が肥前国における政治、宗教、文化の中心地をなしていた。



(1) 肥前国分寺と国分尼寺

① 発願

聖武天皇朝天平七年(七三五)から天平九年にかけて疫病(天然痘)が全国的に大流行し、その上凶作続きで、官人庶民に至るまで多くの死者を出し、政界はもとより国家体制そのものも大きく動揺していった。西暦七三五年北九州より天然痘が流行し始め、翌々年には畿内にまで及んでいる。

聖武天皇は

「この数年は凶作続きで疫病まで流行した。これはわが罪の然らしむところで、恥かしき恐ろしさに堪えず、広く国民のために幸いを求めたいと考え、神社を修造させ、諸国に丈六の釈迦如来尊像各一体、脇侍二体を造らせ、大般若経各一部を写させた。霊験あってその年は春から秋まで天候が順調で五穀は豊作であった。かくも霊験あらたかであれば、ますます神仏をあがめねばならぬ。金光明最勝王経の四

天王護国品にも『もし国にこの経を講じ、読誦し供養して流布（おし広める）に努める国王が出るならばわれら四天王は常に来て守り、一切の災害は除き、憂いや疫病もまたいやし、願い事はかなえて心に常に喜びを与えよう』とある。天下諸国はおのおの七重塔一基を敬造し、法華経各十部を写すべきである。朕もまた、紫紙に金泥の金光明最勝王経を写して塔ごとに一部ずつ納めたいと思ふ』
という意味の詔を発せられている。

各国に国分僧寺・国分尼寺を建立し、僧寺には五十戸と水田十町、男僧二十人、尼寺には水田十町、尼僧十人を置き、僧寺の寺名を金光明四天王護国之寺とし、尼寺の寺名を法華滅罪之寺と名付けた。

② 財 源

寺の建設に必要なのは先ず財源である。^{※1}五十戸を国分寺（僧寺）の本尊の造立費に当てられ、外に僧寺、尼寺に水田十町ずつを与えて、僧侶僧尼達の生活費や、規定の仏事を営むための諸費用にした。しかしそれでも寺の建設は困難を極めた。三年後には毎年水稲二万束^{※2}を造寺用に当て、更に三年後「国分寺にはまだ寺地も定まっていな所がある。だから時々天災が起るのだ」といって水田を僧寺には九十町、尼寺には四十町追加し、国司郡司を督励している。

古代では一つの寺院の造営にも長い年月がかかった。特に地方の国々は中央に吸い上げられるために、技術者も財源も乏しく、造寺造像写経等の諸事業は容易ではなかったのである。その上連年の凶作と疫病とのあとである。だから国分寺創建の過程でも、法華経にせよ、七重塔にせよ同じ命令を幾度も繰返

して督促せねばならぬほど諸国では大変な事業であった。

天平十九年（七四七）の詔に国司の緩怠を責め、今後三年以内に塔、金堂、僧房を完成した者はその子孫を郡領司に任ずると督励されたほどで、肥前国分両寺も恐らくその完成までには相当の年月を要したであろう。天平勝宝元年（七四九）国分寺の墾田額が定められ、僧寺千町、尼寺四百町となり寺院の運営費に当てられている。

※1 租―収穫の百分の三の米

戸―庸―綿布二丈六尺

調―絹綿布外土地の物産

※2 上田―五〇束（一束二升として）……一石

水田反当―中田―四〇束……八斗

下田―三〇束……六斗

③ 場 所

○ 国分僧寺

国分寺地は大和町国分北にあつて、正式の名前は金光明四天王護国之寺といい、僧侶二十人が住んだことは前述した。寛政四年（一七九二）の絵図面を見ると、国分寺は阿弥陀院とやらんで北の小路以北に、西は西道（館通りともいう）を境にして、北は春日園運動場南端の古小路を東に延長した線であつて、面積約一町三反（一・三ヘクタール）に縮小されているが、国分寺が建てられたのはそれより更に千年以上も前の事であるから北の小路より以南、現在の住宅地を含めた条里制の四坪にあたる約四町八反（四・八ヘクタール）の寺地だったと思われる。

中の道の南端に建てられた地藏尊の石碑に「国分寺道北之正面」、裏面に享保六年（一七二一）国分村平松源右工門、小川村□□□□の文字が刻まれているが、これは寺地縮少後の建立である。伽藍配置は礎石がみな動いているので明らかではないが、岸川純一氏宅の北側、十字路の土壇に講堂が建ち、志田俊吉氏宅西側に残る土壇一帯が金堂跡ではないかと推定される。なお、十字路基壇は西側の西村一郎氏宅裏の土壇に至る約四十メートルにわたり、一メートルの版築（板で枠を造って土をその中に盛り、一層ずつ枠でつき固めたもの）が見られる。志田氏宅西側の基壇は版築の跡が歴然としており、あたかもセメントで築いたもののようにしている。故志田英太郎氏（八十五才）の話によれば、同氏の弟志田俊吉氏宅裏の土壇及び西側の土壇は、宅地や道路開拓の際残ったもので、この宅地開拓の時も、地面下より堅固に搗き固めてあったという。これら基壇の上層から布目の古瓦や奈良時代を下らぬ瓦が出土している。

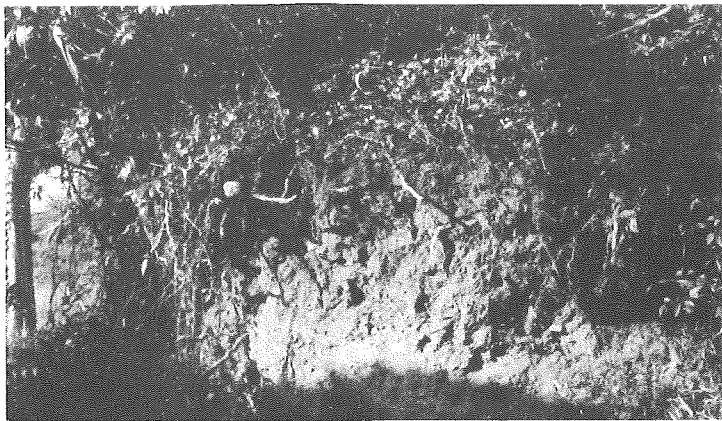
金堂と対称に西側に七重塔が建ついわゆる法隆寺式伽藍配置か、講堂、金堂、塔と直線に並ぶ四天王寺式か、金堂の南方東西に東塔、西塔をもつ薬師寺式かは昭和四十九年から五十年にわたる大和町の発掘調査（県文化課担当）が開始されたばかりなので、その調査結果を待ちたい。

いずれの伽藍配置をみても講堂の北側および寺地の東、西に僧坊、南方に順次中門、南大門が建ち、別に鐘楼、経蔵があったことはまず間違いあるまい。

二百年前の絵図面では、北の小路以内にはすでに二十九戸の家が描かれており、宅地化による土の移動



地藏尊（真島）



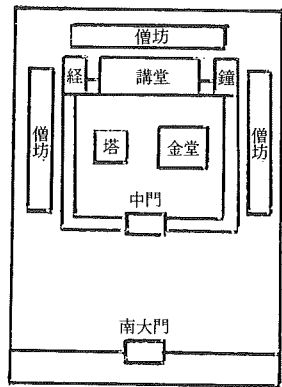
国分寺の土壇の一部

も考えられ、更に志田英太郎氏の談話でも六十センチくらい掘り下げて志田俊吉氏の家を建てたのとこので、千二百年前の地面より場所によっては二メートル内外低くなっているのではないだろうか。

尼寺と僧寺は東西にならんでいて、その間約二百四十メートル、両寺の中間と思われる地点を小溝が流れ、築山古墳の東境界線を南下している。この溝は恐らく境界線を意味したものであると思われる。現にこの溝を境にして東は元国分、西は元尼寺になっていた。

僧寺礎石分布の現状（漢数字はセンチ）

略図番号	長径	短径	高さ	造出径	現位	備考
1	九〇	七五	三六	六三	現堂宇の西側	普賢像座石、造出、罹火、磨滅
2	一一〇	九〇	七五	六三	現堂宇の勝手水鉢として穴をうがつ	進出、磨滅、罹火
3	九六	八一	三九	七五	現堂宇南方庭作りを立ててある	他の石とセメントで接合し庭作り
4	一八〇	一六一	九〇	不明	現堂宇前の庭作り南面	造出の高さは大変うすい
5	一五〇	一五〇	二〇	七五	竹林中にある	不整形で礎石かどうか不明
6	一五〇	九六	五一	七五	岸川純一氏宅西裏口	造出最も明瞭、割りかけの穴あり
7	不明	不明	不明	不明	同右 西北土壇上	割り残りて大きき不明
8	一九五	九〇	六〇	不明	現国分寺前十字路の東南かど	上ミタ石半分割りかけ、あるいは土壇の一片か
9	一五〇	九〇	三六	七五	右場所向って右	裏面に造出あり、半分割りしたもので
10	九〇	九〇	三六	七五	岸川家と西村家の中間道の西溝側	やや傾覆し、元からの位置が不明
11	一一〇	八四	三〇	不明	真島南入口地藏標石の前の石橋に使用	元造出があつたがすべるといふので削りられたもの
12				不明	阿弥陀寺跡礎石の台石	造出判然



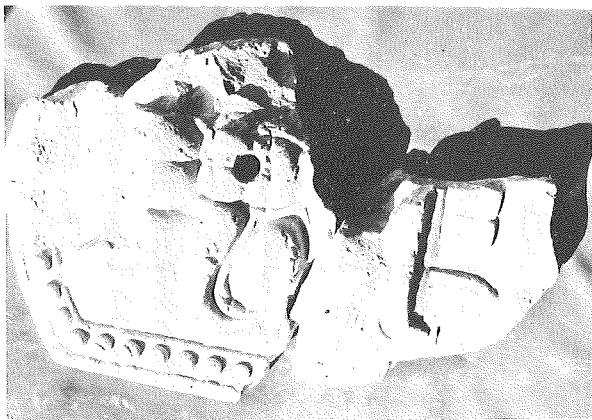
伽藍配置想像図

○ 国分尼寺

現国分僧寺前の十字路より西へ約三百メートル、大昌寺跡という所がある。これが国分尼寺跡と考えられている。春日小学校東側の道を今もなお大昌寺馬場と呼んでいるが、その道の北端に当たる所に正覚寺の石門の建った家がある。ここが尼寺南入口と見られ、この地域に一坪（二町二反）余の寺域を考



国分寺礎石



国分寺の鬼瓦

える事は妥当と思われる。国分僧寺のように四坪（四町八反）の広さはなかったようである。正式の名前は法華滅罪之寺（ほっけのくさりのてら）といつて尼僧約十人が住んでいた。境域は南側が東西に六十二間（一一一メートル）、東側が南北六十二間（一一〇メートル）の条理制の一坪と見られ、周囲に堤防があつた

のは築地のあとであろう。今は周囲の土塁も破壊されているが、南を除く三方の土塁の外側に空堀があり、土塁は空堀の土を利用して造られたと思われる。

年移り今はその跡もなく、住宅地や工場地に変わっている。

伽藍配地は礎石移動のため今のところ全くわからない。礎石は次の表の通りである。



国分寺の布目瓦

No.	長径	短径	高さ	造出径	現位置
1	三 尺 (九〇cm)	二・五尺 (七五〃)	一・五尺 (四五〃)	二・五尺 (七五〃)	円智院殿碧雲浄心居士とある碑の台石
2	不 明	不 明	不 明	不 明	右台石の真北の方向立花氏宅の裏畑内
3	五 尺 (一五〇〃)	四 尺 (一二〇〃)	三 尺 (九〇〃)	二・五尺 (七五〃)	石仏群のところ
4	三 尺 (九〇〃)	三 尺 (九〇〃)	一・三尺 (三九〃)	二・五尺 (七五〃)	築山前方後円墳中央一字一石塔台石

ほかに八個の礎石が尼寺の八木弥太郎氏宅に、庭園内庭石としてあったのが、今は又移動して行方不明のままである。

徳川時代の初期、再建の時ほとんど移動し、現在では更に根本的に開墾のため移動して、建造物の復元推定に役立つ物はない。ただ柱座が七十五センチの物、六十三センチくらいの物、四十八センチの物と三種あったことはほぼ推定される。遺瓦の鬼瓦と平瓦は奈良時代と認められる物が出ているが、巴、唐草が発見されていない。あるいは大昌寺復興の際に処分したのだろうか。

※ 遺瓦

国分寺々々地乃び瓦焼場跡より各種の瓦が発堀された。平瓦、唐草瓦、鬼瓦、巴瓦、鍔瓦、筒瓦で多くは完全なものでなく、国分寺所蔵の唐草瓦は僧寺のもので、長さ三七・五センチ、巾二十四センチ、厚さが三・六センチで、中央公民館に保存されている平瓦は長さ三十三センチ、巾二十七センチ、厚さ八ミリでいずれも奈良後期を下らぬ赤色瓦である。

④ 国分寺のまとめ

○ 奈良時代

国分寺は奈良時代国ごとに置かれた官寺である。天平九年(七三七)三月丈六の釈迦像一体、脇侍二体を造り、大般若経一部を写すことを命じ、天平十二年(七四〇)六月には国ごとに七重塔一基、法華経十部を写させた。又同年九月には観音像一体を造り観音経十卷を写させることにした。更に天平十三年(七四一)には七重塔一基を造るほか、最勝王経と法華経の各十部ずつを写すことを命じて、国分寺を金光明四天王護国寺、尼寺を法華滅罪之寺と名付け、維持経営の細則を決定した。

天平十三年聖武天皇の詔は、これによって新たに国分寺をこの後に建立されたのではなく、これより六十四年前の天武天皇五年（六七七）には金光明経を国々に講宣され、仏舎を造り仏像、經典を置いて礼拝するよう詔せられ、以来諸国の豪族、国造等によって寺院も建立されている。これら地方有力者が建てた寺院を利用し充実させたものか、あるいは、家永三郎氏のいわれるように、仏像を造ればそれを安置する金堂も必要になるという意味では、国分寺の創建は天平九年であるともいえる。ともあれ、約五メートルの釈迦像と脇侍二体に、約二メートルの観音像を安置する金堂だから、規模は壮大だったに違いない。しかも天平九年、同十二年の勅による建塔を考えれば薬師寺式伽藍配置又は東大寺式伽藍配置による東塔、西塔が併立していたのではなからうか。

肥前国分寺の文獻は全く焼失して残っていないので書き物を渉獵しわずかに利用する外はない。完成は国ごとによってまちまちであるが、続日本紀には孝謙天皇天平勝宝八年（七五六）十二月に肥前外二十六か寺の国分寺に灌頂幡、道場幡、緋綱等の裝飾仏具をもらっている、少くともこの時には造建されていたのではなからうか。

靈異記によれば光仁天皇の御代、佐賀君児公は安居会（修業会）を設けて戒明法師に八十花嚴を講ぜしめたとあるから、恐らく宝亀七、八年（七七六頃）ごろ、佐嘉郡大領正七位上佐賀君児公は肥前国分寺建造に関係ある者の子孫と考えられる。

○ 平安時代

政事要略によれば醍醐天皇の延喜十三年（九一三）勘解由使前司小野保衡が肥前国分寺の無実破損をただしている。このころまで国分寺は相当重きをなしていたことは延喜式に肥前国分寺領として三万三千三百九十四束をあげ、半分を壱岐島分寺料一万六千六百九十二束としているのでもわかる。

一條天皇長徳元年（九九九）四月、詔して諸国に仏像と経とを凶写せしめ、後一條天皇寛仁元年（一〇一七）八月、諸寺に宣して読経して蝗災を払わせられた。又、長元三年（一〇三〇）五月仏像と経とを凶写させられたのも恐らく国分寺ではあるまいかと思われる。

○ 鎌倉時代

建久五年（一一九四）二月、藤原季永は將軍家より肥前国分寺地頭職に補任された。順徳天皇の建暦二年（一二二二）十月、鎌倉幕府は藤原季俊を国分寺の地頭職とした。正嘉元年（一二五七）高木氏の所領上佐嘉を国分忠俊（尊光）に与えた。朽井鋤尼氏は忠俊の子孫である。

正応元年（一二八八）忠俊の子藤原季高は国分寺、朽井村の地頭職となる。

正応五年（一二九二）八月十六日川上社文書によると、国分寺庄園分百十町三反二畝、尼寺三十四町（元六十五町七反三畝）とあるから当時の寺勢はなお相当のものであったと察せられる。

○ 室町時代

文明二年（一四七〇）十二月廿三日千葉胤朝と胤將の抗争による土民一揆の兵火にあつて、さしも由緒ある両寺とも炎上している。この抗争については本書の中世編において詳述するが、この時の兵火は

国府の建物はもちろん付近の民家を焼き、中でも大昌寺（尼寺）の本尊薬師如来、国分僧寺の無上尊、善光寺の無量尊、北禅寺の観世音、宝積寺の多聞天など由緒ある仏像が寺院と共に焼けてしまった。善光寺、北禅寺がどこにあったか記録がないが、尼寺国分一带に建っていたのではあるまいか。ただ、宝積寺は築山古墳の南麓に建っていた記録がある。

○ 江戸時代

寛永二年（一六二五）国分両寺は鍋島勝茂によって再建され、成富兵庫茂安がその衝に当たったといわれている。

○ 明治時代

明治二十六年（一八九三）台風で両寺共倒壊したが、翌二十七年僧寺を建てたのが現堂宇で、江戸時代の堂宇は現堂宇より三十六メートル南方にあった由で、寛政四年の絵図面を見ても肯定される。

大昌尼寺も同二十六年の台風で倒れたが、その時僧寺僧衣の洗濯代等を記した尼僧達の文書が出たといわれているがこれも見当らない。（松尾禎作氏の「肥前国分両寺の興亡沿革史」参照）

(2) 大願寺(廃寺)と五社神社

大願寺部落内に五社さんという小社があり、境内に「柱座造出」のある大礎石が三十一個存在し、この一帯から奈良時代の布目瓦が出土している。遺瓦及び礎石は奈良時代のものであるから、五社さん以前にここに壮大な寺院が建てられており、風土記の中に佐嘉僧寺一とあるのは大願寺を指したのではな

いかといわれている。この寺は当地方の豪族によって建てられたものであろう。

奈良朝時代の祈願寺で、恐らく条理制の佐嘉郡十四条から十五条にわたり、約四坪（二町四方）の寺域を持つ豪壮な大寺院で国分寺に匹敵するものではなかったかと想像される。

寺域は東は五社神社の東方約二百メートルの田の畦に横たわる二孔を有する大礎石付近まで、西は中

極より北に部落を貫通し

た五社神社前道路、北は

西山田から今山へ通ずる

町道から南方五十メー

ルの所、南は部落の南部

を通ずる小路か、その南

方五十メートルの所が寺

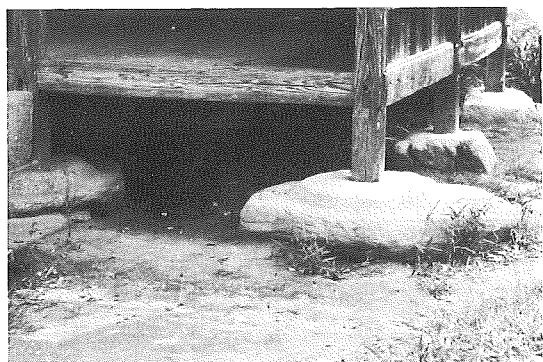
域ではなかったかといわ

れる。

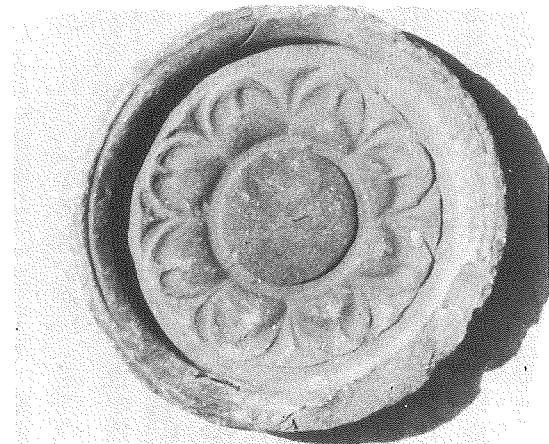
北條時頼がこの地に来

て発病し、五社神社に祈

願して全治したので「大願成就寺村」と命名したという伝説があるが、時頼の行脚は後深草天皇の康元

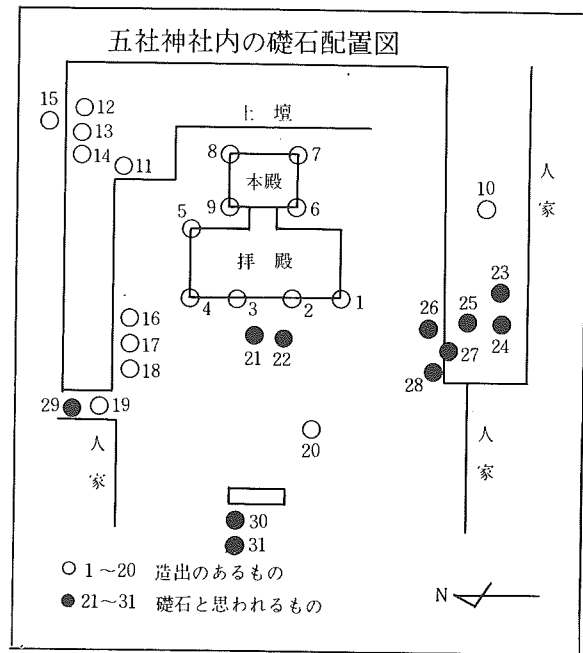


大願寺礎石（現在五社神社の礎石）



大願寺瓦（健福寺保管）

元年（一二五六）三十才の時髪をおろしてから三十七才で死ぬまでの七年間であって、彼が執権職についたのは二十才の時である。鎮西志によれば正嘉元年（一二五七）肥前国に来ている。伝説の通りとすれば廃寺跡にはすでに五社神社がまつられていたことになるが、廃寺の名で大願寺を地名にしたとするのが確実性が強い。



伝説にいう貞永年間（一二三二）には彼はまだ六才の童児である。つまり礎石群と布目瓦の出土からみて、かつて奈良時代に大願寺と称する古寺が存在していて、その跡に五社神社をまつたとみるのが大方の意見になっている。五社神社の祭神は春日大明神、比賣神、仲哀天皇、神功皇后、応神天皇の五柱である。元龜元年（一二五〇）今山の戦といわれる大友軍と佐嘉軍との戦火で焼失し、その後再建されて宝永十年（一七三三）鳥居一基が建てられ、嘉永五年（一八五二）十月神殿を再興、明治三十一年（一八九八）盆祭りの際、綱引きの綱を巻きつ

けて鳥居倒壊、昭和四年社殿を改築して現在に至っている。藤原氏の末裔である高木氏と同族である於保氏は、大和町於保（下於保）に館を持つていた豪族であるが建長七年（一二五五）於保宗益が肥前執行職のころかあるいは弘安五年（一二八二）に於保種宗が肥前執行職であったころ、高木氏の居城である春日山の高城寺と関係の深い甘南備社（祭神は春日明神四柱のうちの天兒屋根命）の祭神を勧請してまつったと思われる。天兒屋根命と比賣神は藤原氏本来の祖神で一門の氏神である。高木氏は藤原氏から出ており、於保氏も同様で春日大明神を氏神としたことは当然である。また高木瀬町東高木に昔、城を建てた高木越前守貞永も春日山城高木氏の一門で、その小里部落には五社神社の氏子十数軒があつて、社殿改築の時六キロも離れた小里部落より宝殿建立に当たったということをもみても於保並びに高木氏の氏神春日大明神と五社神社の祭神との関係が決して無縁ではなく、鎌倉時代に於保氏によって創建されたのではないかと推察される所以もここにある。大願寺廃寺跡は佐賀県史跡として昭和三十三年一月二十三日に指定されている。

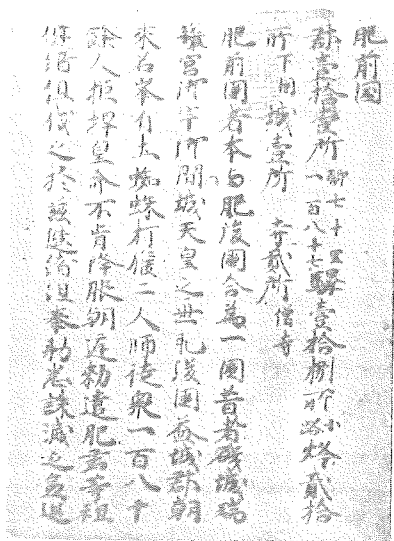
主な出土品Ⅱ重圏文単弁瓦（健福寺蔵）、潤葉単弁瓦（加藤愛吉氏蔵）、複葉潤弁瓦（小城高蔵）

草文平瓦（川上小蔵）、柱座造出の径三六、五四、六六、七八センチの四種、

門礎 長径 一八九―一二〇センチ、短径 一五〇センチ、孔径 一八センチ、孔間

六六センチ

3 肥前風土記



肥前風土記の一部

前代すでに漢字漢文がわが国に伝来し幾らかの文献ができたが、わが郷土に関する記録は極めて少なく、わずかに肥前風土記があるだけである。

風土記は元明天皇和銅六年（七一三）諸国に命じてその国名、郡名、郷名、またその郡内に生産する銀銅、彩色、草木禽獸魚虫等の種類名称をくわしく記録し、又その地方の古老が昔から言いつぎ語りついできた古い伝承や変わった事蹟等を集め整理して、

これをまとめた書冊にして奉れといっている。当時、六十二国二島のものが編さんされたはずだが今日まよって現存するものは、肥前風土記、豊後風土記、常陸風土記、播磨風土記、出雲風土記の五つだけである。このような現状の中で肥前風土記が現在に伝わっていることは非常に貴重なことで、古代における肥前国を知る上に大きな役割を果たしている。この肥前風土記の中から佐賀郡に関係した所をあげてみよう。

佐嘉郡郷六所 里十九 駅一所 寺一所。

昔者、一樟の木一株、此の村に生ひたり。幹と枝秀高く、茎も繁茂れり。朝日の影には杵島郡の蒲川山を蔽ひ、暮日の影には養父郡の草横山を蔽へり、日本武尊の巡幸したまひし時、一樟の茂りたるを御覽

して曰りたまわく、此の国は栄国と謂うべしと曰りたまいき。因りて栄郡と曰う。後に改めて佐嘉郡と号う。一は云う。郡の西に川あり。名を佐嘉川と曰う。年魚あり。其の源は北の山より出で、南に流れて海に入る。山の川上に荒ぶる神有り。往来の人、半ば生き半殺にき。ここに県主らが祖大荒田、占問いき。時に土蜘蛛の大山田女、狭山田女といふものあり。二の女子の云へらく、下田村の土を取りにて、人形、馬形を作りて此の神を祭祀らば、必ず応へ和むことあらむとまをしき、即ちそのことばのままに、此の神を祭りしに、神此の祭を受けて、ついに応へ和みき。ここに大荒田云へらく、此の婦はかく実賢しき女なり。故れ賢女を以て国の名と為むと欲うといいて、因りて賢女郡と曰う。今佐嘉郡と謂うは訛れるなり。

註 此の村一鍋島町ではないか。蒲川山一江北町佐留志の堤尾山か。草横山一中原の綾部山を草山といひその辺りを横山といふ（肥前旧事より）
大山田女 狭山田女は東山田又は西山田に關係がある。下田一梅野下田

このように、佐嘉郡の名称といわれをそれぞれ二説で表わしている。肥前国における原始時代、大化前代の神々については風土記によって幾らか伺い知る事が出来る。原始的な神々は土蜘蛛と呼ばれる原住民が信仰していたものである。往来の旅人を多く殺したという伝承が見えるが、県主の先祖大荒田が土蜘蛛の大山田女、狭山田女という巫女（神のお告げをする女）に占わせて神意を聞き、「いけにえ」の代りに人形、馬形を造って祭りしずめている。このような荒ぶる神は当時の世の乱れを表わすもので、大和朝廷の統一が進むに従って交通路も新しく開かれ、交易、貢納のため旅人の往来も安全になり、従

来のときざされた地方神が屈服して行く有様を物語ったものであろう。風土記はその内容に郷里制が見られるところから、郷里制が施行されていた霊龜元年（七二五）天平十一、二年（七三九―七四〇）までの間に作られたものであろう。

佐嘉と佐賀

佐賀県や佐賀郡の「サガ」は古くからあつた地名で、前述した肥前風土記は「さかの国」といったとか、「賢さかし女め」に由来するとかの二説を挙げているがどこにもある地名説話に過ぎない。「サガ」の用語について、古代の文献では一般に「佐嘉」となっており、中世を降ると「佐賀」と「佐嘉」とが混用され、近世では同様混用されたが「佐嘉」が多く書かれている。「葉隠はかくれまがき聞書」の中に「郷村帳には前例通り佐嘉を用いること」「鉄砲改帳には前例通り佐賀を用いること」と前例に従い混用されていた。それも明治二年以降「佐賀」に一定した。近世では「佐嘉」と書くのが普通であつたが、今では「佐賀」と書くのが一般化しているので本書でもその慣例に従つて書くことにした。

四、平安時代

概 説

平安時代は桓武天皇が都を奈良（平城京）から京都（平安京）へ遷うつされた七九四年から一九二二年ま

でのおよそ四百年余りを指している。このころになると奈良時代の華やかだつた唐風文化は次第に日本的になり、いわゆる国風文化と呼ばれるようになる。例えば大陸伝来仏教と見られる天台・真言宗より、日本独自の思想から始まつた浄土宗が起り、漢字を主体とした文字も「かな文字」の成立によつて日本語を自由に表現することが出来るようになったのはその一例である。

他面隆盛を極めた律令政治（官制、身分制度、税制度、司法制度等、要するに皇族、貴族に有利な政治の仕組）も、この時代の半ば過ぎごろからどんどん廢れ始めた。特に民衆の生活はいよいよ苦しくなり、口分田くふでんだけでは生活が出来ず、これを捨てて逃亡流浪する者がいっそう多くなつた。

朝廷では三世一身法（新たに開墾した土地は三代にわたり、又古い荒れた田地を開墾した場合は本人に限り私有を認める）や、墾田永代私有令（開墾田は永代にわたり私有）を出して開墾を奨励したが、農民にはその余力はなく、かえつて貴族、寺社等の私有地を増す結果となつた。これらの私有地を莊園といつた。

一方、中央では藤原氏が政治を省みず榮華にふけつたので治安は乱れ、これら莊園の保護のため自衛を必要とするようになり、各地に武士が発生するようになった。

1 郷土の莊園

律令国家における耕地は主として口分田であつたが、外に神社、寺院及び支配者階級である皇族、貴族等に給与される神田、寺田、職田、功田、賜田等が存在していた。神田、寺田は神社寺院の所有する